

申込み希望者は、12月13日(火)までに、事務局までお知らせください。 県会事務局

愛調発第304号

平成23年11月25日

愛媛県社会保険労務士会

会長 土居 修二 殿

愛媛県土地家屋調査士会

会長 末光 健

愛媛県土地家屋調査士会主催合同研修会の開催について（ご案内）

災害への備えと復興支援

～土地家屋調査士の役割～

晩秋の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災発生から8ヶ月が経過しましたが、復興に向けた被災地の課題は山積しているのが現状です。東南海連動地震が発生する可能性が非常に高いとの検証結果がとり沙汰されているなかで、私たちの備えと対策は万全であるか、確認する必要があるのではないのでしょうか。

東日本大震災を振り返ると共に、災害に対する備えと危機管理、復興支援について皆様と一緒に考えていきたいと思います。

「災害への備えと復興支援」と題しまして、別紙のとおり外部講師をお迎えし、災害に対して備えておくべきこと、復興支援のあり方についてご講演いただきます。

被災地への復興においては、日本国内外から様々な支援活動がされており、被災地では、弁護士をはじめ、各種専門資格者が、相談窓口を開設し、各種の支援活動を行っています。

災害には、地震・洪水・火事といった自然災害、原子力災害、テロ災害などがあげられ、さまざまな災害が起こる可能性はいつの時代も変わりません。「いざ」というときに備えるため、危機管理意識を高め、国土構造や社会システムの脆弱性を十分に理解した上で適切な対策を講じ、そして、社会基盤整備の担い手として復興支援活動の一員である事を認識する必要があります。

私たち専門職能として、何がしたいか、何ができるか、参加者全員で考えてみませんか。

つきましては、貴会会員の皆様にご周知頂き、積極的なご参集を頂きたく、ご案内申し上げます。

なお、準備の都合上、参加の有無を12月14日(水)までに別紙1にて調査士会事務局まで電話又はFAXにてお申し込みください。

記

1. 日 時 平成23年12月17日(土) 10:00～15:40

※ 受付開始は、9:25から受付開始

※ 定員120名先着順の受付とさせていただきます。

お早めにお申し込みください。

2. 場 所 松山市堀之内

愛媛県美術館 講堂(120名収容)

TEL: 089-932-0010

JR松山駅前から、道後温泉又は市駅前行き市内電車で5分。

「南堀端 愛媛県美術館前」下車、徒歩1分。

※ 敷地内の駐車場は使用不可となっております。

※ 敷地内での喫煙は、所定のところでお願いします。

※ 会場内での飲食は禁止となっております。

3. 内 容

第1部 演 題 東日本大震災と土地家屋調査士(仮)
講 師 宮城県土地家屋調査士会 会長 鈴木 修 様

第2部 演 題 復興支援活動報告
講 師 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会
地域福祉課 松山市ボランティアセンター 玉井希代久 様

第3部 演 題 危機管理・防災
講 師 愛媛県県民環境部
防災局 危機管理監 上野 恵 様

事前質問を申し受けます。疑問点等、事案を明瞭に記載してください。

記入された内容は、質疑応答に利用させていただきますので、どの講師に質問したいか予めわかっている場合は、ご記入ください。

4. 受講料 無料

5. その他
- ・ 施設内の駐車場は一切利用することができません。
 - ・ なるべく車以外の公共機関をご利用ください。
 - ・ 会場敷地内では、所定の場所以外での喫煙をすることはできません。
 - ・ 講堂(研修会場)での飲食はすることができません。

平成23年12月17日(土)
愛媛県土地家屋調査士会主催合同研修会
参加申込書

団体名： _____

氏 名： _____

_____ 参 加 ・ 不参加 _____

○昼食について

講堂横のレストランがあります。

昼食時であること、レストランの座席は50席程度であることから、大変混雑する可能性があります。円滑に昼食を摂るには、座席予約をすることをお勧めします。

レストランを _____ 利用します _____ ・ _____ 利用しません _____

愛媛県土地家屋調査士会 事務局

〒790-0062 愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号

TEL (089) 943-6769 FAX (089) 943-6779

URL : <http://www.e-chosashi.or.jp/>

質 問 票

団体名： _____

氏名： _____

質問したい講師の先生をお書きください。

質問内容をお書きください。

— 震災・防災・危機管理について感じたこと —

「なぜ、震災、防災、危機管理の研修をするのか？」

自分に関係がない、業務と関係がない、その必要性を感じない、と恐らく考えているからではないでしょうか。

しかし、被災したら、我々は土地家屋調査士であるとともに、（被災）市民です。それどころではなくなります。

東日本大震災を振り返り、現時点での土地家屋調査士の課題と今後の復興支援を考える必要があるのではないのでしょうか。そして、社会基盤整備の担い手として復興支援活動の一員である事を自覚しなければなりません。

～居安思危（こあんしき）「安きに居りて、危うきを思う」～
平安無事のときにも、危機に備え、用心を怠らない、という意味です。
まさにBCP（business continuity plan）そのものです。
ひとりでも多くの市民が危機に備えることができればと思います。

東日本大震災の被災地の地籍の状況

今回の東日本大震災で大きな被害を受けた青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県は地籍調査の進捗率が高く、津波による浸水地域の約9割で地籍調査を実施しており、全国の進捗率49%を大きく上回っている状況である。今回の地震では、最大で水平方向に約5.4m、上下方向に約1.2mもの極めて大規模な地殻変動が生じており、地籍調査の成果と現場にズレが生じている。このズレを早急に修正した上で地籍調査の成果を活用し、迅速に災害復旧・復興が進めるような環境を一日も早く整えることが期待される。

また、地籍調査を実施していない地域においては、地域の骨格となる民有地と道路等の境界（官民境界）だけでも明確になれば、速やかな災害復旧・復興に効果的である。今回の震災では、死者・行方不明者が2万5千人を超える大災害となったことから、土地の所有者が不明になるなど土地の境界や権利関係を巡る調整には多大な困難が伴うことが想定されるものの、地籍調査が行われていなかった被災地において、早急に官民境界の明確化を図っていくことは、今後の復興に向けて重要な役割を果たすものといえる。

国土交通書 土地白書 概要より引用

被災地責任とは・・・

鈴木会長（宮城県土地家屋調査士会）のブログに「被災地責任」という言葉があります。その言葉が意味することは、被災した者として、自分の被災を日本に、世界に伝えること、そして、後世へ震災の心得や教訓を残すこと、伝えることは自発的な「親切」などではなく、義務を意味する「責任」である、と説明されています。

私たちは、そのおもいに応えなければならない社会的使命があります。

がんばろう！宮城！　がんばろう！日本！

鈴木会長ブログより一部引用

Blog <http://fermatadiary.blogspot.com/>